

家族同心球環境理論研究会（CSFET 研究会）会則

1. 本会は、家族同心球環境理論研究会（以下「本会」という）と称する。英語表記を The society for the study of the Concentric Sphere Family Environment Theory とする。略称を CSFET 研究会（英語名：SSCSFET）とする。
2. 本会は、家族同心球環境理論（Concentric Sphere Family Environment Theory : CSFET）にもとづいた家族環境アセスメントモデルおよび家族環境ケア／ケアリングモデルの改良、臨地応用、実証研究、普及活動などを推進することによって、あらゆる家族への支援を具現化することを目的とする。
3. 本会は、目的を達成するために、以下の事業を行う。
 - (1) オープンなセミナーやワークショップなどを開催する。
 - (2) クローズドな研究開発会議などを開催する。
 - (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
4. 本会の会員は、次の 2 種とする。
 - (1) 一般会員：本会の目的に賛同して入会した個人で、オープンなセミナーやワークショップに参加する。
 - (2) 研究開発会員：本会の目的に賛同して入会した個人で、セミナーやワークショップを運営、クローズドな研究開発会議に参画する。
5. 会員は、本会の活動上知り得た情報を本会の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示または漏洩してはならない。
6. 本会には、会員から選出した次の役員を置く。
 - (1) 代表 1 名：本会を代表し、会務を統括し、必要に応じて役員会を開催する。
 - (2) 事務局長 1 名：代表を補佐し、本会の事務を司る。
 - (3) 会計 1 名：本会の会計事務を担当する。
 - (4) 会計監事 1 名：本会の会計を監査する。
7. 役員会は、代表の要請により開催し、本会の運営を協議する。
8. 役員は、役員会の決定により置くことができる。
9. 会員になろうとする者は、所定の入会申込書と守秘義務誓約書を事務局に提出しなければならない。研究開発会員への入会希望者は、開発会員 1 名以上の推薦を必要とする。新規会員の加入は、代表で検討・承認される。代表は、研究開発会員として入会を希望する者であっても、基準に満たない者を基準に達するまでの間一般会員とすることができる。また、代表は、研究開発会員がその義務を遂行していないと認められる場合、一般会員へ変更することができる。
10. 会員が退会しようとするときは、理由を付して任意様式の退会届を事務局に提出しなければならない。
11. 会員は以下の事由により資格を喪失する。
 - (1) 退会届のあったとき。
 - (2) 本人が死亡または失踪宣言を受けたとき。

- (3) 除名されたとき.
- (4) 会則に反したとき.

12. 入会金および会費は無料とし、かかる経費は自己負担とする。
13. 本会の事業に必要な経費は、寄付金およびその他の収入をもってあてる。本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。会計は代表がその責任を負い、年度終了後、会計監事による会計監査を行う。
14. 本会の事務局は下記に置き、事務処理を担当する。

家族同心球環境理論研究会事務局
〒654-0142 兵庫県神戸市須磨区友が丘7-10-2
神戸大学大学院保健学研究科家族看護学分野（家族支援 CNS コース）
電子メール：csfet@familynursing.org
Web サイト：<http://www.familynursing.org/ja/csfet/>

15. この会則で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会で決定する。

2007年10月1日制定
2010年6月15日改正
2011年8月15日改正
2011年11月8日改正
2012年2月1日改正
2014年4月1日改正
2015年2月17日改正
2017年4月1日改正

家族同心球環境理論研究会（CSFET 研究会）の運営に関する申し合わせ

1. 本会の役員は当分の間、（代表）法橋尚宏、（事務局長）賀数勝太、（会計）島田なつき、（会計監事）道上咲季とする。
2. 本会の会計出納のために、任意団体として銀行口座を設ける。

三井住友銀行 六本木支店 普通預金 7476226
家族同心球環境モデル研究会 代表 法橋尚宏

2010年6月15日制定
2012年2月1日改正
2015年2月17日改正
2017年4月1日改正

（以上）